

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	第二次クラム幹線道路改善計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	第二次クラム幹線道路改善計画を生産物及び役務の購入	3,159,000千円 2027.12.31まで	ホニアラ で (同日)	日本側 森本康敬在ソロモン大使 ソロモン側 ジャーマイア・パネレ外務貿易大臣	2021.5.7 161号
ソロモン	ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2021.8.25 ホニアラ で (同日)	日本側 森本康敬在ソロモン大使 ソロモン側 ジャーマイア・パネレ外務貿易大臣	2021.10.14 317号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	ホニアラ国際空港整備計画のための贈与に関する平成三十年五月十六日付けの取極の修正に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	贈与の限度額を「4,729,000千円」に改める。	2021.4.21 ホニアラ で (同日)	日本側 森本康敬在ソロモン大使 ソロモン側 ジャーマイア・パネレ外務貿易大臣	2021.5.10 167号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。